

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田県条例第7号）第4条第1項の規定に基づき、令和6年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

令和7年9月26日

秋田県知事 鈴木健太

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数				対前年増減数		主な増減理由
		令和7年		令和6年		うち 知事部局	うち 知事部局	
			うち 知事部局		うち 知事部局			
一般行政	総務他	3,483人	3,158人	3,513人	3,171人	△30人	△13人	業務集約等
特別行政	教 育	7,684人	4人	7,930人	5人	△246人	△1人	児童生徒数の減少等
	警 察	2,375人	0人	2,365人	0人	10人	0人	業務増等
公営企業	病 院	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	下水道	11人	11人	11人	11人	0人	0人	
	その他	114人	15人	115人	16人	△1人	△1人	業務減等
合 計		13,667人	3,188人	13,934人	3,203人	△267人	△15人	

※ 職員数は、一般職の職員（地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及びフルタイムの会計年度任用職員以外の非常勤職員を除く。）の人数である。

※ 「うち知事部局」の合計は、「(2) 定員管理の取組」における対象職員と一致する。

(2) 定員管理の取組

3,200人体制を目安に質の高い行政サービスの提供と働き方改革の推進の両立を図る。

2 人事評価の状況

(令和6年度)

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要
知 事 部 局	<p>職員人事評価制度</p> <p>職員人事評価実施要綱による。</p> <p>対 象：知事部局及び労働委員会事務局の一般職の職員</p> <p>評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：能力 令和5年10月1日～令和6年9月30日 業績 令和6年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>評価方法：能力及び業績について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。</p>
警 察 本 部	<p>警察職員人事評価制度</p> <p>秋田県警察職員人事評価実施規程による。</p> <p>対 象：警視以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員 (非常勤職員、臨時的任用職員等を除く。)</p> <p>評価期間：能力 令和5年10月1日～令和6年9月30日 業績 令和6年2月1日～令和7年1月31日</p> <p>評価方法：能力及び業績について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。</p>
教 育 委 員 会	<p>教員人事評価制度</p> <p>「秋田県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則」による。</p> <p>対 象：校長及び教員（任期付職員・臨時講師・非常勤講師を含む。)</p> <p>評価期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>評価方法：職種別に評価項目を選択し、その職務状況について、評価要素ごとに5段階評価を行う。</p> <p>事務職員等人事評価制度</p> <p>対 象：会計年度任用職員を除く事務職員、学校栄養職員、海事職員及び現業職員並びに教育庁等の職員</p> <p>評価期間：能力 令和5年10月1日～令和6年9月30日 業績 令和6年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>評価方法：能力及び業績について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。</p>

3 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平均給料月額等

(令和7年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
行政職	333,500円	63,100円	396,600円	42歳10月
警察職	337,000円	97,400円	434,400円	38歳9月
教育職(高等学校等)	405,200円	44,200円	449,400円	49歳3月
教育職(小・中学校)	379,100円	32,100円	411,200円	47歳1月
技能労務職	317,800円	38,200円	356,000円	54歳4月

(2) 初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額

(令和7年4月1日現在)

区 分	初任給	採用2年後の 給料月額	経験年数別平均給料月額			
			10年	15年	20年	
行政職	大学卒	227,201円	234,956円	289,318円	320,558円	372,521円
	高校卒	195,880円	207,563円	254,335円	278,270円	301,209円
警察職	大学卒	262,148円	282,189円	308,956円	348,531円	386,362円
	高校卒	227,604円	245,933円	288,508円	310,686円	348,434円
教育職(高等学校等)	大学卒	253,789円	262,651円	342,242円	377,492円	399,796円
教育職(小・中学校)	大学卒	253,789円	262,651円	340,552円	371,117円	396,326円

(3) 行政職の級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的職務内容	部長	次長	課長	課長	主幹・ 副主幹	副主幹 ・主査	主査・ 主任	主事・ 技師	主事・ 技師	
職員数	9人	33人	71人	304人	1,152人	438人	760人	532人	546人	3,845人
構成比	0.2%	0.9%	1.8%	7.9%	30.0%	11.4%	19.8%	13.8%	14.2%	100%

※ 県には9種類13表の給料表があるが、そのうちの行政職給料表の状況である。

(4) 標準を超える昇給の状況

(令和6年度)

区 分	行政職	警察職	教育職(高等学校等)	教育職(小・中学校)
職員数	3,838人	1,969人	2,399人	4,491人
標準を超える昇給職員数	642人	279人	294人	509人
比率	16.7%	14.2%	12.3%	11.3%

(5) 諸手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当

(令和6年度)

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当
支給割合	6月支給	1.200月分
	12月支給	1.300月分
	合計	2.500月分
1人当たり 平均支給額	行政職	1,652,189円
	警察職	1,675,815円
	教育職	1,921,126円
加算措置の状況	職務の級に応じて5%~20%の加算を行う。	

イ 退職手当

(令和6年度)

区 分	支 給 割 合	
	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分
職 種 別 平 均 支 給 額		
行政職	16,675千円	
警察職	10,389千円	
教育職	16,905千円	

ウ 時間外勤務手当

(令和6年度)

支給総額	2,026,041千円
支給対象職員1人当たり支給年額	344,741円

エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。30種類の手当があり、そのうち支給額・支給人数の多い手当は警察職員手当、教育業務連絡指導手当等である。

(令和6年度)

支給総額	611,692千円
支給職員1人当たり平均支給年額	122,400円
職員全体に占める手当支給職員の割合	34.4%

オ その他の主な手当

(令和7年4月1日現在)

手当名	内 容	区 分	支 給 額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	配偶者	月額 3,000円
		子	月額11,500円
		父母等	月額 6,500円
		満16歳となる年度の初日(4月1日)から満22歳となる年度の末日(3月31日)までの子	1人当たり月額5,000円を加算
住居手当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給		最高 月額27,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に支給		最高 月額150,000円
寒冷地手当	11月から3月までにおいて支給要件を満たす職員に支給		扶養親族の数などに応じて年額41,000円～99,000円

(6) 勤務時間の状況

(令和6年度)

勤務時間	休憩時間
午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで

※ このほか、窓口業務のある機関、福祉施設、公の施設、空港管理事務所等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(7) 休暇の状況

ア 年次休暇の取得状況

(令和6年1月～令和6年12月)

区 分	対象人数	使用可能日数	総使用日時数	1人当たり使用日時数
知事部局等	3,323人	126,442日	46,951日2時間	14日1時間
警察本部	2,309人	85,731日	38,939日7時間	16日7時間
県教育委員会	3,516人	133,603日	43,968日4時間	12日4時間

※1 「知事部局等」とは、知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう(以下の表において同じ。)

※2 「県教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含まない。

イ 介護休暇の取得状況(令和6年度)

区 分	取得者数
知事部局等	0人
警察本部	0人
教育委員会	3人

※1 「教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含む(以下の表において同じ。)

※2 介護休暇取得者数は、延べ人数である。

ウ 休暇制度の概要

休暇の種類

(令和6年度)

種類	内 容
年次休暇	1年に20日(新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数)与えられる。残日数は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。(主な特別休暇は、次の表のとおり。)
介護休暇・介護時間	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

主な特別休暇

種類	内 容 (日数等)
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。(年5日以内)
結 婚 休 暇	職員が結婚する場合に与えられる。(7日以内)
出 産 休 暇	女性職員が出産する場合に与えられる。(産前8週間及び産後8週間)
配偶者出産休暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添い等をする場合に与えられる。(2日以内)
配偶者の出産に係る子の養育休暇	職員の妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。(5日以内)
家族看護等休暇	職員が、その配偶者、父母、配偶者の父母、孫若しくは養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護をする場合で、勤務しないことが相当と認められるときに与えられる。(年6日以内。家族が2人以上の場合は10日以内)
短期の介護休暇	職員が要介護者の介護等を行う場合に与えられる。(年5日以内。要介護者が2人以上の場合は10日以内)
服 忌 休 暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。(親族区分により定める日数。最高で連続10日以内)
夏 季 休 暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(年5日以内)

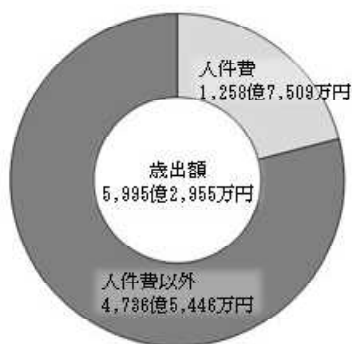
(8) 修学部分休業、高齢者部分休業の取得状況(令和6年度)

区 分	修学部分休業 取得者数	高齢者部分休業 取得者数
知事部局等	1人	0人
警察本部	0人	0人
教育委員会	0人	2人

(9) 職員給与費の状況

I 人件費の状況(令和5年度普通会計決算)

II 職員給与費の内訳(令和7年度一般会計予算)



※人件費には知事等特別職の給料及び報酬を含む。



※対象職員14,459人、一人あたり891万円
職員手当には退職手当を含まない。

(10) 特別職の給料及び報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	給料及び議員報酬	期 末 手 当		退 職 手 当	
		6 月 期	12 月 期	算 定 方 法	支 給 時 期
知 事	1,210,000円 (968,000円)	1.700月分	1.700月分	給料月額×在職月数×70/100	任期ごと
副知事	930,000円 (790,500円)	1.700月分	1.700月分	給料月額×在職月数×45/100	任期ごと
議 長	910,000円	1.700月分	1.700月分	支給しない。	
副議長	810,000円	1.700月分	1.700月分		
議 員	780,000円	1.700月分	1.700月分		

※ 知事・副知事の給料については、令和7年4月までの特例措置として、知事が20パーセント、副知事が15パーセント減額して支給することとされており、括弧内が減額後の額である。

※ 知事・副知事の退職手当については、前任期における特例措置として、知事が15パーセント、副知事が10パーセント減額して支給した。

4 休業の状況

(1) 育児休業の取得状況 (令和6年度)

区 分	育児休業 (女性)			育児休業 (男性)			部分休業 取得者数
	取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率	
知事部局等	22人	22人	100.0%	64人	53人	82.8%	9人
警察本部	17人	17人	100.0%	76人	66人	86.8%	6人
教育委員会	89人	89人	100.0%	77人	25人	32.5%	32人

※1 育児休業の「取得可能者数」とは、令和6年度に新たに育児休業が取得可能となった者の数をいう。

※2 育児休業の「取得者数」とは、令和6年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

※3 「部分休業取得者数」とは、令和6年度に新たに部分休業を取得した者の数をいう。

(2) 自己啓発等休業、大学院修学休業及び配偶者同行休業の取得状況 (令和6年度)

区 分	自己啓発等休業 取得者数	大学院修学休業 取得者数	配偶者同行休業 取得者数
知事部局等	0人	0人	0人
警察本部	0人	0人	0人
教育委員会	1人	0人	1人

5 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数

(令和6年度)

区 分	分限処分を受けた職員の数					懲戒処分を受けた職員の数				
	降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
知事部局等			80人		80人	3人		2人	1人	6人
警察本部			33人		33人		1人	1人		2人
教育委員会			144人		144人	3人			1人	4人
計			257人		257人	6人	1人	3人	2人	12人

※ 休職者数は延べ人数である。

(2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数

(令和6年度)

行為区分	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正					0人
一般服務違反	2人	1人	2人		5人
一般非行				1人	1人
収賄等	3人			1人	4人
道路交通法違反(職務執行外)			1人		1人
監督責任	1人				1人
計	6人	1人	3人	2人	12人

6 サービスの状況

サービス規律の確保に関する取組

(令和6年度)

区分	取組の概要	
知事部局	令和6年6月	職員の綱紀の保持について（通知）
	令和6年12月	職員の綱紀の保持について（通知）
警察本部	令和6年4月	春の行楽期における各種事故防止について（通達）
	令和6年8月	非違事案の絶無について（通達）
	令和6年11月	年末年始における規律の保持及び各種事故防止について（通達）
	令和7年1月	規律の一層の厳粛について（通達）
	令和7年2月	異動期における規律の保持及び各種非違事案防止について（通達）
教育委員会	令和6年6月	職員の綱紀の保持について（通知）
	令和6年8月	職員の綱紀の保持について（通知）
	令和6年11月	職員の綱紀の保持について（通知）
	令和6年12月	職員の綱紀の保持について（通知）

7 退職管理の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の退職管理に関する条例（平成27年秋田県条例第59号）により、営利企業等に再就職した元職員は退職前の職務に関して、現職職員への働きかけを行うことが禁止されているが、令和6年度においては、規制に違反する行為は認められなかった。

なお、働きかけ規制の円滑な実施のため、本庁課長級以上の経験がある元職員に対し、再就職情報の届出を義務づけているが、届出件数は次のとおりであった。

令和6年度の再就職情報の届出件数

知事部局 25件

警察本部 5件

教育委員会 0件

8 研修の状況

(令和6年度)

区分	研修実施機関	研修区分	内容	修了者数
知事部局	秋田県自治研修所	役職段階別指定研修	新規採用職員研修、3年目職員研修、主査級職員研修、課長級研修等	760人
		組織力向上研修	キャリアデザイン研修、キャリア開発研修等	220人
		能力開発研修	業務に役立つ法令の読み方、データの見方・活かし方、レジリエンス向上等	520人
		計		
警察本部	秋田県警察学校	指定研修	採用時教養（初任科、初任補修科）、昇任時教養（警部補任用科、巡査部長任用科）	150人
		専門研修	部門別任用科、専科	344人
		計		
教育委員会	秋田県総合教育センター	教職経験者研修	初任者研修、教職5年目研修、中堅教諭等資質向上研修等	681人
		職務別研修	新任校長研修、新任教頭研修、新任教務主任研修、新任学年主任研修等	547人
		計		

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関する事及び退職年金に関する事については、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき実施されている。

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定により「厚生に関する計画」を各任命権者ごとに策定し、実施している。

また、秋田県職員の共済制度に関する条例に基づき設立された職員互助会（県職員、教育関係職員、警察職員の各互助会）も福利厚生の事業を実施している。

「厚生に関する計画」に基づき令和6年度において県が実施した福利厚生事業は、次の表のとおりである。

イ 職員厚生費の状況 (令和6年度)

区分	分類	主な事業	事業費
知事部局等	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	88,773千円
			計 88,773千円
警察本部	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	33,730千円
	職員ストレスチェック事業	ストレスチェック、ストレス相談	1,674千円
			計 35,404千円
教育委員会	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	49,584千円
	福利厚生	福利厚生事業に係る事務	3,332千円
			計 52,916千円

(2) 公務災害補償の状況

ア 公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の実施は、常勤職員については「地方公務員災害補償基金」が行い、議会の議員その他非常勤の職員については各地方公共団体が行う。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

イ 地方公務員災害補償基金による補償実績 (令和6年度)

療養補償		障害補償		遺族補償		その他		福祉事業	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
177件	33,000千円	2件	5,043千円	8件	17,542千円	1件	966千円	2件	699千円

※ 県職員（市町村立学校の県費負担教職員を含む。）に対する補償実績である。

第2 人事委員会の報告事項

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和6年度の報告及び勧告の概要

令和6年10月7日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 給与の改定

ア 月例給、特別給（期末手当・勤勉手当）の引上げ【令和6年度から実施】

(ア) 月例給

本年4月時点における職員の月例給が県内民間給与を10,804円(2.95%)下回っていることから、職員の月例給を引き上げ、県内民間給与との較差を解消する。

給料表の改定に当たっては、若年層に特に重点を置きつつ、全年齢層で給料月額を引き上げる。

民間給与 A	職員給与 B	公民較差 (A-B)
376,560円	365,756円	10,804円 (2.95%)

(イ) 特別給（期末手当・勤勉手当）

県内の民間の年間支給割合（4.58月）に見合うよう、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を0.15月分引き上げ、4.60月とする。

(一般職員の支給月数)

	現行	改定後	改定月数
期末手当	2.40月分	2.50月分	+0.10月分
勤勉手当	2.05月分	2.10月分	+0.05月分
計	4.45月分	4.60月分	+0.15月分

(ウ) その他

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の限度額を最大1,000円引き上げる。

イ 寒冷地手当の見直し

(ア) 支給月額の引上げ【令和6年度から実施】

世帯主：扶養親族あり 19,800円 (+2,000円)、扶養親族なし 11,400円 (+1,200円)

その他：8,200円 (+840円)

(イ) 支給対象者の見直し【令和7年度から実施（所要の経過措置を実施）】

県内の支給対象者を現在の全職員から次の職員に限定

・次の地域に勤務又は居住する職員

横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 大仙市 北秋田市 仙北市 小坂町 上小阿仁村 藤里町 八峰町 五城目町 八郎瀧町 井川町 美郷町 羽後町 東成瀬村
秋田市のうち旧河辺町・雄和町 能代市のうち旧二ツ井町 由利本荘市のうち旧矢島町・鳥海町・東由利町 潟上市のうち旧昭和町・飯田川町 三種町のうち旧琴丘町・山本町

・上記地域と気象条件が同等である公署に勤務する職員

ウ 給与制度のアップデートに準じた給与制度の整備【主に令和7年度から実施】

(ア) 給与表の構造の見直し

初任給や若年層の給料月額を大幅引上げ（再掲）【令和6年度から実施】

行政職8級・9級の給料月額の重なりを解消するなど、より職責重視の体系に見直し

(イ) 扶養手当（所要の経過措置を実施）

配偶者に係る手当（6,500円）を廃止

子に係る手当額を引上げ（10,000円→13,000円）

(ウ) 通勤手当

1月当たりの支給限度額を引上げ

(運賃・自動車分55,000円+特急・高速分40,000円 → 合計150,000円)

特急料金及び高速料金の支給に関して、通勤時間の30分以上短縮要件を廃止

(エ) 再任用職員への手当支給の拡大

住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当及び医師の特例としての地域手当等を新たに支給

(オ) その他

昇給制度

- ・行政職8級以上の職員等の昇給は勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限定
- ・課長級未満の職員の昇給号数等を国に準じて規定【令和10年度から実施】

諸手当

- ・地域手当の級地区分等を国に準じて見直し(所要の経過措置を実施)
- ・単身赴任手当を採用時から支給可能となるよう要件を拡大
- ・管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大(午前0時以降→午後10時以降)
- ・勤勉手当の成績率の範囲を概ね国に準じて規定【令和10年度から実施】
- ・特定任期付職員の業績手当を廃止し、勤勉手当を支給 など

(2) 人事管理関係

ア 人材の確保、育成等

採用試験の早期卒の拡充や職務経験者採用試験等の時期・方法の見直しを検討するほか、民間での多様な経験を有する職員が職場に早期に適応し、能力を存分に発揮できるよう、研修を実施するなど一貫した取組を充実させる必要がある。

イ 能力・実績に基づく人事管理の推進

任命権者は、人事評価制度を人事管理の基礎として十分に活用するとともに、評価結果と職員の諸情報を統合的に蓄積・管理し、計画的な人材育成等に結び付けていく必要がある。

ウ 多様な働き方の推進

家族看護等休暇の対象に子の入学式等の行事参加を加えるほか、任命権者は、フレックスタイム制の対象拡大やテレワークの定着を図り、多様な働き方を一層推進する必要がある。

エ 勤務環境の整備等

任命権者は、業務の効率化や柔軟な人事配置による長時間労働の是正や、ストレスチェックにより高ストレスと判定された職員のメンタルヘルス対策を強化するほか、引き続きハラスメント根絶に取り組む必要がある。

2 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

(令和6年度)

試験区分	採用予定人員	申込者数		第1次試験				第2次試験			最終倍率	辞退者数
		A	B	受験者数	合格者数	受験率	倍率	受験者数	合格者数	受験率		
				C	D	C/B	C/D	E	F	E/D	C/F	
大学卒業程度 (早期)	農学(一般)	5	21	20	15	95.2%	1.3	14	6	93.3%	3.3	1
	農業農村工学	2	3	3	3	100.0%	1.0	2	2	66.7%	1.5	1
	水産	2	12	11	8	91.7%	1.4	6	5	75.0%	2.2	1
	林学	4	8	8	8	100.0%	1.0	6	4	75.0%	2.0	2
	土木	6	22	22	20	100.0%	1.1	16	9	80.0%	2.4	3
	小計(5区分)	19	66	64	54	97.0%	1.2	44	26	81.5%	2.5	8
大学卒業程度	行政A	35	154	123	74	79.9%	1.7	69	50	93.2%	2.5	22
	行政B	2	11	9	0	81.8%	-	-	-	-	-	-
	行政C(職務経験者)	14	92	68	28	73.9%	2.4	27	15	96.4%	4.5	0
	心理判定	1	5	3	3	60.0%	1.0	3	2	100.0%	1.5	0
	管理栄養士	2	13	10	8	76.9%	1.3	5	2	62.5%	5.0	0
	保健師	7	13	13	12	100.0%	1.1	10	9	83.3%	1.4	1
	化学	1	3	2	2	66.7%	1.0	2	1	100.0%	2.0	0
	食品衛生	1	2	2	2	100.0%	1.0	2	1	100.0%	2.0	0
	農学(一般)A	7	17	9	8	52.9%	1.1	7	5	87.5%	1.8	0
	農学(一般)B(職務経験者)	1	4	2	1	50.0%	2.0	1	1	100.0%	2.0	0
	農業農村工学A	2	5	3	3	60.0%	1.0	1	1	33.3%	3.0	1
	農業農村工学B(職務経験者)	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	畜産	2	7	7	7	100.0%	1.0	6	2	85.7%	3.5	0
	水産	1	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	林学A	3	4	1	1	25.0%	1.0	1	1	100.0%	1.0	1
	林学B(職務経験者)	1	1	1	0	100.0%	-	-	-	-	-	-
	資源工学	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気	3	7	5	5	71.4%	-	4	3	80.0%	-	1
	土木A	7	14	5	4	35.7%	1.3	3	3	75.0%	1.7	1
	土木B(職務経験者)	3	3	2	2	66.7%	1.0	2	1	100.0%	2.0	0
	建築	1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1	100.0%	1.0	0
	機械	1	4	3	3	75.0%	1.0	2	2	66.7%	1.5	1
	教育行政A	2	6	5	4	83.3%	1.3	4	2	100.0%	2.5	0
	教育行政B(職務経験者)	2	20	15	8	75.0%	1.9	7	2	87.5%	7.5	0
	司書	1	4	4	4	100.0%	1.0	4	1	100.0%	4.0	0
	警察行政(事務)	7	27	20	13	74.1%	1.5	13	8	100.0%	2.5	2
	警察行政(少年育成支援官)	3	4	4	3	100.0%	1.3	2	1	66.7%	4.0	0
	警察行政(電気)	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計(28区分)	113	423	317	196	74.9%	1.6	176	114	89.8%	2.8	30
短大卒業程度	一般事務	3	21	19	9	90.5%	2.1	7	5	77.8%	3.8	1
	土木	2	2	2	2	100.0%	1.0	2	1	100.0%	2.0	0
	建築	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小計(3区分)	6	23	21	11	91.3%	1.9	9	6	81.8%	3.5
高校卒業程度	一般事務a	6	87	83	19	95.4%	4.4	19	9	100.0%	8.3	4
	一般事務b								1			0
	農業農村工学	3	11	10	10	90.9%	1.0	9	7	90.0%	1.4	1
	林学	4	19	12	12	63.2%	1.0	12	7	100.0%	1.7	3
	電気	3	2	2	2	100.0%	1.0	2	1	100.0%	2.0	0
	土木	3	18	17	14	94.4%	1.2	11	9	78.6%	1.9	3
	建築	1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1	100.0%	1.0	0
	教育事務	9	60	59	23	98.3%	2.6	23	14	100.0%	4.2	5
	警察行政(事務)	4	49	44	36	89.8%	1.2	31	13	86.1%	3.4	5
	警察行政(電気)	1	5	4	4	80.0%	1.0	4	2	100.0%	2.0	2
	小計(9区分)	34	252	232	121	92.1%	1.9	112	64	92.6%	3.6	23
警察官A(第1回)		58	47	35	81.0%	1.3	32	22	91.4%	2.1	6	
女性警察官A(第1回)		20	16	14	80.0%	1.1	14	8	100.0%	2.0	4	
警察官A(第2回)		27	20	12	74.1%	1.7	12	8	100.0%	2.5	3	
女性警察官A(第2回)		6	6	4	100.0%	1.5	3	1	75.0%	6.0	0	
警察官B		103	93	76	90.3%	1.2	66	37	86.8%	2.5	7	
女性警察官B		46	43	38	93.5%	1.1	36	19	94.7%	2.3	0	
	小計(6区分)	83	260	225	179	86.5%	1.3	163	95	91.1%	2.4	20
	総計(51区分)	255	1024	859	561	83.9%	1.5	504	305	89.8%	2.8	82

(2) 選考採用 (適用根拠別状況)

(令和6年度)

根拠規定		区 分	任命権者別			計
			知事	教育委員会	警察本部	
人事委員会規則4-5第26条第1項			35	4	22	61
第3号	国、他の地方公共団体等の在職者	次長	1			1
		課長		1		1
		政策監	1			1
		主査	1			1
		主任	1			1
		主事	2			2
		文化財主事		1		1
		警視			4	4
		警部			4	4
		警部補			6	6
		巡査部長			3	3
		巡査			1	1
		調査官			1	1
		専門官			1	1
小 計			6	2	20	28
第8号	資格・免許職	児童福祉司	3			3
		児童自立支援専門員	2			2
		医師	3			3
		看護師	2			2
		薬剤師	2			2
		獣医師	4			4
		機関長	1			1
	職業訓練指導員	1			1	
	その他	研究員	4			4
		武道指導員			1	1
		歯科医師	1			1
保健師		1			1	
小 計			26	0	1	27
第12号	試験によることが不適当な職	就職氷河世代	2	1	1	4
		障害者	1	1		2
小 計			3	2	1	6
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条			4	0	0	4
特定任期付職員						0
一般任期付職員			4			4
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条			0	0	0	0
特定業務等従事任期付職員						0
任期付短時間勤務職員						0
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条			0	0	0	0
第1号任期付研究員						0
第2号任期付研究員						0
合 計			39	4	22	65

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 任命権者に関するもの

(令和6年度)

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

(令和6年度)

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 任命権者に関するもの

(令和6年度)

事案名	審査請求人	審査請求年月日	審査請求理由	審理状況	終結内容年月日等
該当なし					

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

(令和6年度)

事案名	審査請求人	審査請求年月日	審査請求理由	審理状況	終結内容年月日等
該当なし					